令和３年第１回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目　　次

議　案

第２号　専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）　・・・ 1

第３号　専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）　・・・ 2

第４号　専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）　・・・23

第７号　長門市固定資産評価員の選任について　・・・28

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

１　事故の発生日時

令和３年１月 28 日（木）午後４時頃

２　事故の発生場所

川尻体育館駐車場（長門市油谷川尻 221 番地１）

３　損害賠償の相手方

[redacted]

４　事故の概要

旧川尻小学校の屋上手すりが落下し、隣接する川尻体育館敷地内に駐車していた相手方の車両に損害を与えたもの。

５　相手方の損害の程度

ア　人的損害　無

イ　物的損害　車両のバンパー、グリル、ボンネット部に損害。

６　過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

７　損害賠償の額

金　　1,493,889 円

（内訳）修理料 598,631 円、引上げ費用 70,258 円、代車費用 825,000 円

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）

１　改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が、令和３年３月 31 日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

２　主な改正の内容

（１）固定資産税（土地）

ア　令和３年度から令和５年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続（附則第11条、第11条の２、第12条及び第13条関係）

イ　令和３年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置（附則第12条及び第13条関係）

ウ　上位法の法改正による引用条項等の変更（附則第10条の２）

（２）軽自動車税

ア　環境性能割の税率について、軽減対象車の2030年度燃費基準の下での税率区分の見直し（第81条の４、附則第15条の２及び第15条の２の２関係）

イ　環境性能割の税率を１パーセント軽減する臨時的軽減措置の９箇月延長（附則第15条の２関係）

ウ　排気量等に応じて定められる種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例（軽課税率）の見直しと２年延長（附則第16条、第16条の２関係）

（３）個人市民税

ア　控除対象扶養親族の見直し（第24条の２、第36条の３の３及び附則第５条関係）

イ　寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直し（第34条の７関係）

ウ　セルフメディケーション控除の５年間の期間延長（附則第６条関係）

エ　住宅ローン控除の特例の控除期間延長（附則第26条関係）

（４）その他

ア　行政手続きの簡素化

税務関係書類における電磁的記録について、税務署長の事前承認制度の廃止（第36条の３の２、第36条の３の３、第53条の８及び第53条の９関係）

イ　特別土地保有税の評価替えに伴う特例の継続（附則第15条関係）

ウ　東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の適用期間の延長（附則第22条関係）

エ　上位法の法改正に伴う引用条項の変更（第２条による改正）

３　施行期日

○令和３年４月１日施行

２（１）ア、イ、ウ（附則第 10 条の２第 24 項に係る部分を除く。）

２（２）ア、イ、ウ

２（３）エ

２（４）ア、イ、ウ、エ

○令和４年１月１日施行

２（３）イ、ウ

○令和６年１月１日施行

２（３）ア

○関係法令の改正による法律の施行日

２（１）ウ（附則第 10 条の２第 24 項に係る部分）

第１条による改正

長門市税条例新旧対照表

改正後	現行
本則 第２章　普通税 第１節　市民税 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条　(略) 2　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除) 第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第１に掲げるもの ア　(略)	本則 第２章　普通税 第１節　市民税 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条　(略) 2　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除) 第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第１に掲げるもの ア　(略)

イ　所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	イ　所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(　　当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ウ　所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ウ　所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(　　当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
エ　所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	エ　所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
オ　所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	オ　所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金(　　当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
カ　所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	カ　所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(　　当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
キ　所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出	キ　所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除

資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ク　所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ク　所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ケ　(略)	ケ　(略)
コ　租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）	コ　租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
第 36 条の 3 の 2 (略)	第 36 条の 3 の 2 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4　給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 53 条の 9 第 3 項において同じ。）により提供することができる。	4　給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項において同じ。）により提供することができる。
5 (略)	5 (略)
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第 36 条の 3 の 3　所得税法第 203 条	第 36 条の 3 の 3　所得税法第 203 条

の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　(略)	(1)～(3)　(略)
２・３　(略)	２・３　(略)
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　(略)	５　(略)
(特別徴収税額) 第53条の８　第53条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	(特別徴収税額) 第53条の８　第53条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
(1)　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第１項の規定による申告書(以下この条、次条第２項及び第３項並びに第53条の10第１項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが	(1)　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第１項の規定による申告書(以下この条、次条第２項及び第53条の10第１項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年

確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第53条の３及び第53条の４の規定を適用して計算した税額	において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第53条の３及び第53条の４の規定を適用して計算した税額
(2)　(略)	(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
(退職所得申告書)	(退職所得申告書)
第53条の９　(略)	第53条の９　(略)
2　(略)	2　(略)
3　第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	(新設)
4　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。	(新設)
第３節　軽自動車税	第３節　軽自動車税
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
第81条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。	第81条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
(1)　法第451条第１項(同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の１	(1)　法第451条第１項(同条第４項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の１
(2)　法第451条第２項(同条第４項	(2)　法第451条第２項(同条第４項

又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100 分の 2	において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100 分の 2
(3)　(略)	(3)　(略)
附　則	附　則
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
第 5 条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。	第 5 条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。
2・3　(略)	2・3　(略)
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第 6 条　平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第 6 条　平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)
第 10 条の 2　(略)	第 10 条の 2　(略)
2　(略)	2　(略)
(削る)	3　法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2

	とする。
3　法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。	4　法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。
4　法附則第 15 条第 23 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	5　法附則第 15 条第 26 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
5　法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	6　法附則第 15 条第 27 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
6　法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	7　法附則第 15 条第 27 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
7　法附則第 15 条第 24 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	8　法附則第 15 条第 27 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
8　法附則第 15 条第 25 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	9　法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
9　法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	10　法附則第 15 条第 28 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
10　法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	11　法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
11　法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	12　法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
12　法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	13　法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
13　法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	14　法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
14　法附則第 15 条第 27 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4	15　法附則第 15 条第 30 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4

分の 3 とする。	分の 3 とする。
15　法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	16　法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
16　法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	17　法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
17　法附則第 15 条第 27 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	18　法附則第 15 条第 30 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
18　法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	19　法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
19　法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	20　法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
20　法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	21　法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
21　法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	22　法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
22　法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	23　法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
(削る)	24　法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。
23　法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	25　法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
24　法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。	(新設)
25　(略)	26　(略)
26　(略)	27　(略)
(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 11 条　(略)	(土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 11 条　(略)

(令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例) 第11条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であって、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の５を乗じて得た額を加算した額(令和３年度分の固	(令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例) 第11条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の５を乗じて得た額を加算した額

定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3　第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とす	3　第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定

る。	資産税額とする。
4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
(農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(農地に対して課する平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第 13 条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税	第 13 条　農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税

について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
(表は省略)	(表は省略)
(特別土地保有税の課税の特例) 第 15 条　附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	(特別土地保有税の課税の特例) 第 15 条　附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2　法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規	2　法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規

定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。	定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項＿＿＿＿＿において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第 15 条の 2 の 2 (略)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第 15 条の 2 の 2 (略)
2 山口県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	2 山口県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項＿＿＿＿＿において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項＿＿＿＿＿において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 5 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する

年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(表は省略)	(表は省略)
2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(表は省略)	(表は省略)
3　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(表は省略)	(表は省略)
4　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第8	4　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第8

2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(表は省略)	(表は省略)
5 (略)	5 (略)
6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(新設)
7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(新設)

8　法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(新設)
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 16 条の 2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 16 条の 2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 5 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2・3　(略)	2・3　(略)
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 22 条　(略)	(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 22 条　(略)
2　法附則第 56 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。	2　法附則第 56 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
3・4　(略)	3・4　(略)
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 26 条　(略)	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 26 条　(略)
2　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染	(新設)

症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。	

第２条による改正

長門市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行
第２条　長門市税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第 48 条第１項中「第４項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第９項、第 10 項及び第 12 項」に、「第４項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第 66 条の７第５項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第４項及び第 10 項」を「第 66 条の７第４項及び第 10 項」に、「第 321 条の８第 24 項」を「第 321 条の８第 36 項」に改め、同条第３項中「第 66 条の９の３第４項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の３第４項及び第 10 項」を「第 66 条の９の３第３項及び第９項」に、「第 321 条の８第 25 項」を「第 321 条の８第 37 項」に改め、同条第４項中「第 321 条の８第 26 項」を「第 321 条の８第 38 項」に改め、同条第５項中「第 321 条の８第 22 項」を「第 321 条の８第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第４項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の	第２条　長門市税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第 48 条第１項中「第４項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第９項、第 10 項及び第 12 項」に、「第４項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第 66 条の７第５項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第４項及び第 10 項」を「第 66 条の７第４項及び第 10 項」に、「第 321 条の８第 24 項」を「第 321 条の８第 36 項」に改め、同条第３項中「第 66 条の９の３第４項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の３第４項及び第 10 項」を「第 66 条の９の３第３項及び第９項」に、「第 321 条の８第 25 項」を「第 321 条の８第 37 項」に改め、同条第４項中「第 321 条の８第 26 項」を「第 321 条の８第 38 項」に改め、同条第５項中「第 321 条の８第 22 項」を「第 321 条の８第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第４項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の

8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 60 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。 　第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連	8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 52 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。 　第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連

結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。)」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改める。 第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを削る。 (中略) 附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。 附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。	結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。)」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改める。 第 52 条第 4 項から第 6 項までを削る。 (中略) 附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。 (新設)

専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）

１　改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が、令和３年３月 31 日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

都市計画税（土地）の負担調整措置

（１）令和３年度から令和５年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続（附則第10項、第11項、第12項、第13項及び第14項関係）

（２）令和３年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置（附則第10項関係）

（３）上位法改正に伴う引用条項の変更（附則第５項、第６項、第７項、第８項及び第 16 項関係）

３　施行期日

令和３年４月１日

長門市都市計画税条例新旧対照表

改正後	現行
附　則	附　則
1～4　(略)	1～4　(略)
(法附則第 15 条第 16 項の条例で定める割合) 5　法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。	(法附則第 15 条第 19 項の条例で定める割合) 5　法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。
(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合) 6　法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合) 6　法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
(法附則第 15 条第 35 項の条例で定める割合) 7　法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合) 7　法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
(法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合) 8　法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	(法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合) 8　法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
9　(略)	9　(略)
(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 10　宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（令和 3	(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 10　宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額

年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
11　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	11　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
12　附則第 10 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした	12　附則第 10 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
13　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	13　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
14　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	14　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
15　(略)	15　(略)
16　法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若し	16　法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若し

くは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 3 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。	くは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 3 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

長門市固定資産評価員の選任について

１　設置の趣旨及び提案の理由

固定資産評価員は、地方税法第 404 条第１項の規定により、市長の指揮のもと固定資産を適正に評価し、市長が行う価格決定を補助する役を担うものであり、税の客体である土地、家屋、償却資産の適正な評価を行わなければならないことから、専門知識と経験を必要とするものです。

税務課長の木原（きはら）　博美（ひろみ）は、広く固定資産評価に関する知識経験を有し、評価員として適任者であることから、同氏を固定資産評価員に選任することについて、市議会の同意を求めるものです。

２　評価員候補者の氏名・住所・略歴等

住　　所 [redacted]

氏　　名　木原　博美（きはら　ひろみ）

生年月日 [redacted]

略　　歴（税務関係業務抜粋）

[redacted]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）